

道路中心線の変更に伴う緑保全創出地域の種別変更について（案）

1 緑保全創出地域制度とは

○「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により、市域全体を緑保全創出地域に指定
⇒1000㎡以上の敷地で下記行為を行なう者は市長の許可が必要（緑化の義務づけ）

○市長の許可が必要な主な行為

- ・建築物の建築
- ・工作物の建設
- ・宅地の造成、土地の形質変更
- ・樹木の伐採

○緑保全創出地域と都市計画の位置づけ

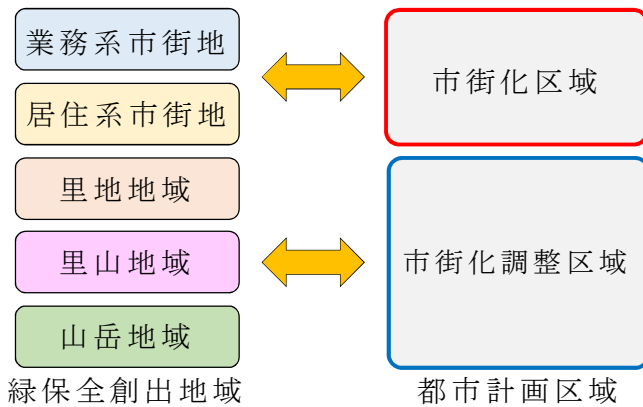


図1 緑保全創出地域と変更箇所

2 変更理由と都市計画の動き

○変更を予定している箇所

- 西区平和3条7丁目
- ※市道（平福線）道路区域内

○変更面積

0.04haが市街化区域に編入予定

○変更の理由

道路改修により道路中心線の変更

▼

区域区分（線引き）の見直しにより市街化調整区域が市街化区域に編入
※都市計画部で別途進めているところ

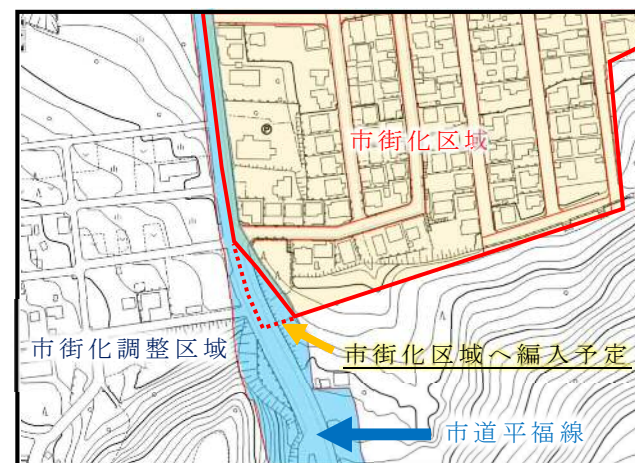


図2 市街化区域に編入する箇所

3 緑保全創出地域の変更

○緑保全創出地域の「居住系市街地」と「里山地域」の境界は、線引きに準拠
➢線引きの変更に合わせて、緑保全創出地域の境界を変更予定
⇒緑の審議会へ意見聴取（本日、事前説明）

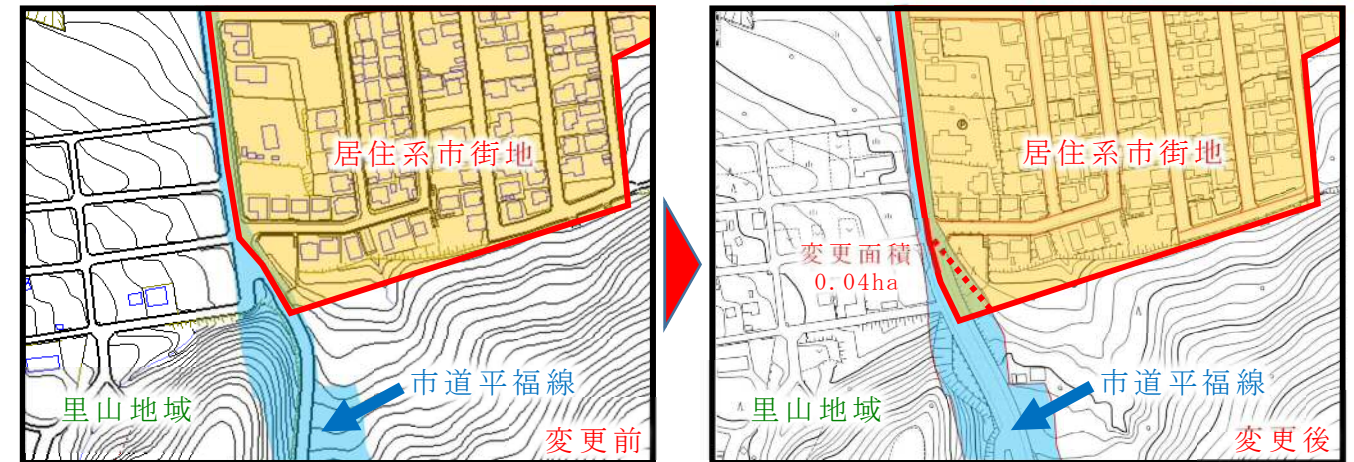


図3 緑保全創出地域の指定図（左：変更前 右：変更後）

4 今後のスケジュール

